令和6年度休日保育事業の概要

松江市こども子育て部保育所幼稚園課☎55-5498

この事業は、日曜・祝日の保護者の勤務や疾病により児童が保育に欠ける場合の休日 保育の需要への対応を図り、児童の福祉の向上を図ることを目的としています。

<u>○実施日</u>(概ね下記のとおりですが、事前に実施施設へご確認ください。) 日曜日、祝日とします。 ※年末年始(12月30日~1月3日)休園

〇対象児童

児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童。

〇休日保育実施施設

保育所(園)名	所在地	電話番号	保育時間	対象年齢
にじいろ保育園	学園2丁目 5番9号	61-8240	8:00~18:00	1歳~就学前(幼児食、歩行完了児)

〇利用方法

利用を希望される場合は**事前の登録(**随時受付中)**と予約が必要**です。 実施施設へ直接お申込みください。

〇利用料

① 保育標準時間認定・保育短時間認定を受け、認可保育所、認定こども園等を利用されているお子さんが、保護者の就労等を理由として(注意1)休日保育を利用するときは、利用料は毎月の保育料に含まれることとなり、追加の利用料はありません。

(注意1)

- 就労以外でも、『保育認定を受けることとなった事由』により休日保育を利用するときは、追加の利用料はありません。
- 保育標準時間認定・保育短時間認定を受けたお子さんでも、『保育認定を受けることとなった事由』以外の理由で利用するときは、下記の利用料がかかります。
- ② ①以外で利用されるときは、下記の料金(おやつ代を含む)が必要で
 - 3歳未満児 2,600円/日 (半日1,500円)
 - 3歳以上児 2,300円/日 (半日1,300円)
 - 松江市外在住世帯は100円増となります。

〇食事

給食はありませんので、弁当と水筒(お茶)を持参してください。 おやつは提供しています。

